平成２２年（フ）第１８０号
山口県周南市大字下上1276番地、前住所山口県周南市大字大島1084番地
債務者　末次美智代（旧姓徳田）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２０９号
山口県周南市大字小松原2131番地の１
債務者　藤井美由紀
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第５２８号
青森市港町２丁目11番12号
債務者　工藤　勝夫
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２９号
青森市港町２丁目11番12号
債務者　工藤むつ子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
松江市西津田10丁目６―29　県営住宅西津田団地１号棟145号室、住民票上の住所松江市比津が丘３丁目８番６号
債務者　髙橋　利幸
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７８６号
熊本市楠１丁目６番10―606号
債務者　磯村　　隆
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７９３号
熊本市榎町１番１―502号
債務者　河野　弘美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１７０号
山口県防府市牟礼柳30番16号
債務者　多賀谷芳秋
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
山口市平井603番地13
債務者　松浦　文恵
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
山口県防府市大字新田925番地の２　県住Ｅ棟103号
債務者　松本あけみ（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
山口市三和町16番８―202号
債務者　八田　榮子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
山口県山陽小野田市大字鴨庄131―７　コーポＹＯＳＨＩＴＯＭＩ103号室、住民票上の住所山口市小郡上郷3131番地３　江良ＡＰ５号
債務者　塩見　三明
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
山口市秋穂二島434番地１　山口秋穂園
債務者　長尾　兼志
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
山口県防府市大字田島2121番地の１　サンライフ田辺Ｃ棟102
債務者　中村　亮一
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
山口市泉町１番５号　コーポラス清風Ａ―５
債務者　高田八代生
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
山口市駅通り２丁目３番22号　大平ビル３Ｆ
債務者　大平　静男
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
栃木県小山市西城南４丁目16番地１　サンビレッジカムアンドエムＦ棟201号
債務者　塩山　　実
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２７８８号
横浜市西区西戸部町２丁目220番地　山伸ビル203号
債務者　阿部　晃一
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部